商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2019年10月1日現在)

	(2019年10月1日统任)		
商品名	・スーパー定期貯金<単利型>IB用		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	・定型方式		
	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年		
	・期日指定方式		
	1か月超7年未満		
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金		
	継続)の取扱いができます。		
預入方法	州型的U) V24人以X V が C C よ テ 。		
「JAAAA (1) 預入方法 (1) 預入方法 (1) である (。 →好預力		
(1) 頂八万伝 (2) 預入金額	・一括預入		
	· 1 円以上		
(3)預入単位	• 1円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利息			
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則		
	としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。		
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。		
	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当		
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に		
	分割して支払います。		
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその		
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点		
	第4位以下切捨て)により計算します。		
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。		
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、		
	法人のお客さまは総合課税となります。		
	伝入のお各さまは総古味代となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5) 公利桂却の			
(5) 金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
入手方法			
手数料			
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)		
	・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。		
	・個人のお客さまはマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の		
	取扱いができます。		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に		
	より計算した利息とともに払い戻します。		
	(1)約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	① 6か月末綱		
	③ 1年以上3年未満 約定利率×70%		
	ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、		
	その普通貯金利率によって計算します。		
	(2)約定した預入期間が3年の場合		
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%		
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%		
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%		
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%		
	型 ∠+∇パア以上3+不両 割た削件 × 90%		

	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、 その普通貯金利率によって計算します。 (3)約定した預入期間が3年超4年以下の場合				
	① 6か月				
		以上1年未満 約定利率×10%			
		L上1年6か月未満 約定利率×20%			
	④ 1年6	か月以上2年未満 約定利率×30%			
		L上3年未満約定利率×40%			
	⑥ 3年以	l上4年未満 約定利率×70%			
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき				
	は、その普通貯金利率によって計算します。				
	(4)約定した預入期間が4年超5年以下の場合				
	① 6か月				
		以上1年未満 約定利率×10%			
		L上2年未満 約定利率×20%			
		L上3年未満 約定利率×30%			
		L上4年未満約定利率×50%			
		上5年未満 約定利率×70%			
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき は、その普通貯金利率によって計算します。				
		万百四月並列率によりで計算しより。 預入期間が5年超7年以下の場合			
	(3) Mi を (3) Mi を (4) A (4)				
		以上2年未満 約定利率×10%			
		以上3年未満 約定利率×20%			
		L上4年未満 約定利率×40%			
		L上5年未満約定利率×60%			
		L上6年未満約定利率×70%			
		L上7年未満約定利率×90%			
	ただし、	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき			
	は、その普通貯金利率によって計算します。 ・満期日前に解約する際に、すでに中間払利息を受け取られている場合には、その				
	受取額と期限	前解約利息との差額を精算させていただきます。			
7.1. A 177 PA 41.1 -1-	hm see L L As.				
貯金保険制度	・保護対象				
(公的制度)		当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第			
		規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利			
		、、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除			
U. I		、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。			
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま			
紛争解決措置の内容		しては、当組合本支店(所)または金融共済部金融課(電話:0			
		994-41-4750)にお申し出ください。 当組合では規則			
		の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対			
		応に努め、苦情等の解決を図ります。			
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)			
	√八 A Aπ >h +++ ===	でも、苦情等を受け付けております。			
	紛争解決措置				
		を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談所を通			
		じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所(電			
	\$11.000 ·	話番号:03-6837-1359) にお尋ねください。			
その他参考となる	- 満期日以後の	D利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計			
事項	算します。				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA鹿児島きもつき

商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>

(2019年10月1日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<複利型>IB用		
ご利用いただける方	・個人のみ		
期間	・定型方式		
)) H]	3年、4年、5年、7年		
	・期日指定方式		
	3年超7年未満		
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金		
	※に全力人の場合は頂入時のお中し山により自動権税(九金権税または九州金 継続)の取扱いができます。		
マ五コーンナ			
預入方法 (1) 預入方法	₩ 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・一括預入		
(2) 預入金額	• 1 円以上		
(3) 預入単位	・1円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円		
71 b	以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。		
利息			
(1)適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に		
	設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、		
	一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続		
	の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日		
, , , , , , , , ,	まで適用します。		
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。		
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算		
() = 1	をします。		
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税		
() 4 4////	※2037年12月31日までの適用となります。		
(5)金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
入手方法			
手数料			
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)		
	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)		
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。		
	(1)約定した預入期間が3年の場合		
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%		
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%		
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%		
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%		
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%		
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、		
	その普通貯金利率によって計算します。 (2)約定した預入期間が3年超4年以下の場合		
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率		
	② 6か月以上1年未満 約定利率×10%		
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%		

	④ 1年6か月以上2年未満		
	⑤ 2年以上3年未満		
	⑥ 3年以上4年未満		
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、 その普通貯金利率によって計算します。		
	(3)約定した預入期間が4年超5年以下の場合		
	① 6か月未満		
	② 6か月以上1年未満		
	③ 1年以上2年未満		
	④ 2年以上3年未満		
	⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%	
	⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%	
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、 その普通貯金利率によって計算します。		
	(4)約定した預入期間が5年超7年以下の場合		
	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	
	② 6か月以上2年未満		
	③ 2年以上3年未満		
	④ 3年以上4年未満	1272.1	
	⑤ 4年以上5年未満		
	⑥ 5年以上6年未満		
	⑦ 6年以上7年未満	約定利率×90%	
	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、 その普通貯金利率によって計算します。 ・満期日前に解約する際に、すでに中間払利息を受け取られている場合には、その 受取額と期限前解約利息との差額を精算させていただきます。		
	文以領と射限制件利利息との名	E 供で付昇させていたださまり。	
<u></u> 貯金保険制度	・保護対象		
(公的制度)	F1-10-4- 0-5-	を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	
(24)		金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利	
		提供できること」という3条件を満たすもの)を除	
		とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および		相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま	
紛争解決措置の内容		本支店(所)または金融共済部金融課(電話:0	
		4750)にお申し出ください。当組合では規則	
		等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対	
		等の解決を図ります。	
	. =	ク相談所(電話番号:03-6837-1359)	
		受け付けております。	
	_ , , , , , , ,	納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関	
		を図りたい場合は、上記JAバンク相談所を通	
		用することができます。詳しくは同相談所(電	
		837-1359) にお尋ねください。	
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日ま	たは書替継続日における普通貯金利率により計	
事項	算します。		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA鹿児島きもつき